

2013年 10月 29日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会

会長 齊藤 鉄夫

副会長 辻元 清美

事務局長 谷合 正明

申し入れ

10月24日の大阪地裁判決を受け入れ、

在外被爆者に被爆者援護法による医療費支給を早期に実施すること

10月24日、大阪地方裁判所は、「被爆者援護法の医療費支給を在外被爆者に認めないのは違法である」として、大阪府知事が厚生労働省の指導を受けて行った「在韓被爆者からの医療費支給申請却下処分の取り消し」を命じました。

在外被爆者が被爆者援護法（その前身である原爆医療法）の平等適用を求めた裁判は、1972年から今日まで実際に20件近くが提訴され、問題が指摘されてきました。にもかかわらず、今もって日本政府が被爆者援護法に定められた援護を在外被爆者に完全平等に適用しないことに対して、24日の大阪判決は次のとおり、「被爆者援護法第3章 援護」全般に対する判断を行いました。

\* \* \* \* \*

被爆者援護法も社会保障法と国家補償法の性格を保有する特殊な立法と解される。

また、被爆者援護法のような給付行政に関する立法については、必ずしも日本国内においてのみ効力を有するもの（いわゆる属地主義）と解すべき必然性ではなく、むしろ、給付を受ける側の人的側面に着目するものとして、いわゆる属人主義を採用することも十分に考えられる。現に本件で問題となっている同法18条の規定を含む同法の第3章にはその支給対象から在外被爆者を除外する明文の規定ではなく、実際にも同省で定められている被爆者に対する援護措置のうち医療特別手当…などについては、日本国内に居住地も現在地も有しない在外被爆者にも適用されるものとして解釈、運用されている。

以上のような被爆者援護法の趣旨や性格に鑑みれば、同法の第3章「援護」の規定が在外被爆者にも適用があるか否かについては、当該規定を在外被爆者に適用することはおよそ予定されていないものと限定解釈するのが合理的であると認められる場合でない限りは、当該規定は在外被爆者にも適用されると解するのが相当である。

\* \* \* \* \*

大阪地裁は、原告らが訴えた「第18条・一般疾病医療費の支給」のみならず、今なお在外被爆者が受け得ない「第7条・健康診断」「第17条・医療費の支給」「第31条・介護手当の支給」についても、日本政府にその適用を拒む理由のないことを示唆していると言えます。

そして、10月25日の各新聞社朝刊は、大阪地裁判決を大きく取り上げ、日本政府に在外被爆者に対する差別の早期解消を求めています。

医療費支給は原爆後障害に苦しむ被爆者にとって最優先されるべき援護です。在外被爆者はみな高齢化し、ガンを始めとする重病の罹患率は年々上昇しており、早急な医療援護を希求しています。

大阪地裁の原告らは次のように訴えています。「もし、被告らが控訴するならば、とうてい許されないことである。高齢化した在韓被爆者をこれ以上苦しめないでほしい」と。

我々は、日本政府が控訴することなく、一日も早く在外被爆者に、日本国内の被爆者と同様、上限額制限のない被爆者援護法による医療費支給を実施することこそが、人道に立脚した日本の被爆者行政のとるべき道であると考えます。

よって、我々は上記のとおり、田村大臣に申し入れます。

以上